

## 公益財団法人大学基準協会の審議結果について

### 1. 申請の概要

公益財団法人大学基準協会から、デジタルコンテンツ分野の専門職大学院を評価するために、文部科学大臣の認証を求める申請があったため、「認証評価機関の認証に関する審査委員会」で審査を行った（委員の名簿は別紙1）。

### 2. 審査委員会での論点

学校教育法等で定める認証の基準をすべて満たしていることを確認した上で、以下の審議が行われた（認証の基準は別紙2）。

#### 【主な審議内容】

- デジタルコンテンツ系の範囲や適切な教員組織の構成、教育課程の編成について、大学基準協会の考え方に問題がないことを確認した。
- ビジネス、情報・通信技術、アートという観点から評価体制が想定されているが、コンテンツ制作そのものの専門家が評価委員会の中に必要であるという意見があった
- 会議後、実際に認証評価を行う評価委員会はどのような分野の委員で構成するのか、追加で大学基準協会に確認した。
- 大学基準協会が回答した委員の構成について、審査委員会の委員及び有識者に確認したところ、コンテンツ制作の専門家が2名含まれており、認証評価機関としては妥当だと考えるとの判断であった。

### 3. 審査委員会の結論

デジタルコンテンツ分野の評価を行う機関として認証することが適当

第 9 期中央教育審議会大学分科会  
認証評価機関の認証に関する審査委員会

(臨時委員) 5名

	市川 太一	広島修道大学長・学校法人修道学園理事
座長	川嶋 太津夫	大阪大学高等教育・入試研究開発センター長
	小林 雅之	東京大学大学総合教育研究センター教授
	佐野 慶子	佐野公認会計士事務所
座長代理	前田 早苗	千葉大学国際教養学部教授

(有識者) 2名

	大場 みち子	公立はこだて未来大学システム情報科学部教授
	福富 忠和	専修大学ネットワーク情報学部教授

計 7名

## 認証評価機関の審査について

○認証評価機関の審査においては、以下の観点により審査を行うことが規定されている。

### 学校教育法（抄）

- 第110条 認証評価機関になろうとする者は、文部科学大臣の定めるところにより、申請により、文部科学大臣の認証を受けることができる。
- 2 文部科学大臣は、前項の規定による認証の申請が次の各号のいずれにも適合すると認めるときは、その認証をするものとする。
- 一 大学評価基準及び評価方法が認証評価を適確に行うに足りるものであること。
  - 二 認証評価の公正かつ適確な実施を確保するために必要な体制が整備されていること。
  - 三 第4項に規定する措置（同項に規定する通知を除く。）の前に認証評価の結果に係る大学からの意見の申立ての機会を付与していること。
  - 四 認証評価を適確かつ円滑に行うに必要な経理的基礎を有する法人（人格のない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。次号において同じ。）であること。
  - 五 次条第2項の規定により認証を取り消され、その取消の日から2年を経過しない法人でないこと。
  - 六 その他認証評価の公正かつ適確な実施に支障を及ぼすおそれがないこと。
- 3 前項に規定する基準を適用するに際して必要な細目は、文部科学大臣が、これを定める。  
(略)

### 学校教育法第110条第2項に規定する基準を適用するに際して必要な細目を定める省令（抄）

(法第110条第2項各号を適用するに際して必要な細目)

- 第1条 学校教育法（以下「法」という。）第百十条第三項に規定する細目のうち、同条第二項第一号に関するものは、次に掲げるものとする。
- 一 大学評価基準が、法及び学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）並びに大学（大学院を含み、短期大学を除く。）に係るものにあつては大学設置基準（昭和三十一年文部省令第二十八号）、大学通信教育設置基準（昭和五十六年文部省令第三十三号）、大学院設置基準（昭和四十九年文部省令第二十八号）及び専門職大学院設置基準（平成十五年文部科学省令第十六号）に、短期大学に係るものにあつては短期大学設置基準（昭和五十年文部省令第二十一号）及び短期大学通信教育設置基準（昭和五十七年文部省令第三号）に、それぞれ適合していること。
  - 二 大学評価基準において、評価の対象となる大学における特色ある教育研究の進展に資する観点からする評価に係る項目が定められていること。
  - 三 大学評価基準を定め、又は変更するに当たっては、その過程の公正性及び透明性を確保するため、その案の公表その他の必要な措置を講じていること。
  - 四 評価方法に、大学が自ら行う点検及び評価の結果の分析並びに大学の教育研究活動等の状況についての実地調査が含まれていること。

- 2 前項に定めるもののほか、法第109条第2項の認証評価に係る認証評価機関になろうとする者の認証の基準に係る法第110条第3項に規定する細目のうち、同条第2項第1号に関するものは、当該認証評価に係る大学評価基準が、次に掲げる事項について認証評価を行うものとして定められているものとする。
- 一 教育研究上の基本となる組織に関すること。
  - 二 教員組織に関すること。
  - 三 教育課程に関すること。
  - 四 施設及び設備に関すること。
  - 五 事務組織に関すること。
  - 六 教育研究活動等の状況に係る情報の公表に関すること。
  - 七 財務に関すること。
  - 八 前各号に掲げるもののほか、教育研究活動等に関すること。
- 3 第1項に定めるもののほか、法第109条第3項の認証評価に係る認証評価機関になろうとする者の認証の基準に係る法第110条第3項に規定する細目のうち、同条第2項第1号に関するものは、当該認証評価に係る大学評価基準が、次に掲げる事項について認証評価を行うものとして定められているものとする。
- 一 教員組織に関すること。
  - 二 教育課程に関すること。
  - 三 施設及び設備に関すること。
  - 四 前各号に掲げるもののほか、教育研究活動に関すること。

第2条 法第110条第3項に規定する細目のうち、同条第2項第2号に関するものは、次に掲げるものとする。

- 一 大学の教員及びそれ以外の者であって大学の教育研究活動等に関し識見を有するものが認証評価の業務に従事していること。ただし、法第109条第3項の認証評価にあつては、これらの者のほか、当該専門職大学院の課程に係る分野に関し実務の経験を有する者が認証評価の業務に従事していること。
- 二 大学の教員が、その所属する大学を対象とする認証評価の業務に従事しないよう必要な措置を講じていること。
- 三 認証評価の業務に従事する者に対し、研修の実施その他の必要な措置を講じていること。
- 四 法第109条第2項の認証評価の業務及び同条第3項の認証評価の業務を併せて行う場合においては、それぞれの認証評価の業務の実施体制を整備していること。
- 五 認証評価の業務に係る経理については、認証評価の業務以外の業務を行う場合にあつては、その業務に係る経理と区分して整理し、法第109条第2項の認証評価の業務及び同条第3項の認証評価の業務を併せて行う場合にあつては、それぞれの認証評価の業務に係る経理を区分して整理していること。

第3条 法第110条第3項に規定する細目のうち、同条第2項第6号に関するものは、次に掲げるものとする。

- 一 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第169条第1項第1号から第8号までに規定する事項を公表することとしていること。

- 二 大学から認証評価を行うことを求められたときは、正当な理由がある場合を除き、遅滞なく、当該認証評価を行うこととしていること。
  - 三 大学の教育研究活動等の評価の実績があることその他により認証評価を公正かつ適確に実施することが見込まれること。
- 2 前項に定めるもののほか、法第109条第3項の認証評価に係る認証評価機関になろうとする者の認証の基準に係る法第110条第3項に規定する細目のうち、同条第2項第6号に関するものは、認証評価を行った後、当該認証評価の対象となった専門職大学院を置く大学が次の認証評価を受ける前に、当該専門職大学院の教育課程又は教員組織に重要な変更があったときは、変更に係る事項について把握し、当該大学の意見を聴いた上で、必要に応じ、公表した評価の結果に当該事項を付記する等の措置を講ずるよう努めることとしていることとする。



28受文科高第2046号

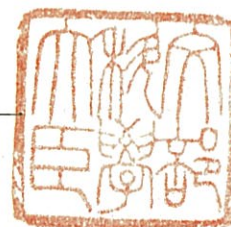
中央教育審議会

次の事項について、理由を添えて諮問します。

認証評価機関の認証について

平成29年3月29日

文部科学大臣 松野 博



(理由)

公益財団法人大学基準協会より、別紙のとおり、学校教育法第110条第1項の規定に基づく認証評価機関の認証の申請があったので、同法第112条第1項第1号の規定に基づき、標記の諮問を行うものである。



大基庶第 37 号  
平成 29 年 3 月 13 日

文 部 科 学 大 臣  
松 野 博 一 殿



公益財団法人 大学基準協会  
会長 永 田 恭 介



認証評価機関申請書

学校教育法第 110 条の規定に基づき、認証の申請を行います。  
この申請書及び添付書類の記載事項は、事実と相違ありません。

I 申請内容

- 1 名称及び事務所の所在地
- 2 役員氏名
- 3 認証評価の対象
- 4 大学評価基準及び評価方法
- 5 認証評価の実施体制
- 6 認証評価結果の公表の方法
- 7 認証評価の周期
- 8 認証評価に係る手数料の額
- 9 その他評価の実施に関し参考となる事項

II 添付書類

- 1 公益財団法人大学基準協会 定款
- 2 登記簿謄本
- 3-1 平成 27 年度収支決算書類、監査報告書
- 3-2 今後 5 年間の収支見込計画
- 4 認証評価実施実績校一覧
- 5 公益財団法人大学基準協会事務局組織規則
- 6-1 公益財団法人大学基準協会デジタルコンテンツ系専門職大学院認証評価に関する規程
- 6-2 公益財団法人大学基準協会異議申立審査に関する規程
- 7 デジタルコンテンツ系専門職大学院基準
- 8 デジタルコンテンツ系専門職大学院認証評価年間スケジュール
- 9 デジタルコンテンツ系専門職大学院認証評価組織体制図
- 10 デジタルコンテンツ系専門職大学院認証評価準備委員会名簿
- 11 公益財団法人大学基準協会の「デジタルコンテンツ系専門職大学院認証評価」対象一覧
- 12-1 デジタルコンテンツ系専門職大学院基準（案）に対するパブリックコメント依頼

文書等

- 12-2 デジタルコンテンツ系専門職大学院基準（案）に対する意見募集の結果について
- 13-1 公益財団法人大学基準協会評価手数料に関する規程
- 13-2 情報公開に関する内規
- 13-3 公益財団法人大学基準協会経理規程



## （公財）大学基準協会の概要と今回の申請概要について

### 1. 法人の概要

- 設立目的  
内外の大学に関する調査研究を行い、会員の自主的努力と相互的援助によって、わが国における大学の質的向上を図るとともに、大学の教育研究活動等の国際的協力に貢献することを目的とする。
  
- 設立年月日  
昭和22年7月8日（文部大臣による設立許可）
  
- 所在地  
東京都新宿区市谷砂土原町2-7-13
  
- 組織等  
役員：理事30名、監事（非常勤）2名  
          会長 永田 恭介（筑波大学 学長）  
会員校：正会員352大学、賛助会員145大学（平成29年3月1日現在）
  
- 予算  
平成28年度 500,997,000円
  
- 業務
  - ①大学の教育研究活動等に関する第三者評価
  - ②大学の質的向上のための大学基準等の設定及び改善並びに活用
  - ③内外の大学に関する資料の収集及び調査並びに研究
  - ④大学の教育研究活動等の改善のための助言及び援助並びに情報の提供
  - ⑤大学の質的向上に必要な研究会及び協議会等の開催
  - ⑥大学の教育研究活動等に関する国際間の情報の交換並びに協力
  - ⑦大学の教育研究活動等に関する資料の刊行
  - ⑧その他この法人の目的を達成するために必要な事業
  
- 認証評価の実施実績
  - ・機関別評価  
大 学：528大学（平成16年度～）  
短期大学：30大学（平成19年度～）
  
  - ・専門職大学院分野別評価  
法科大学院：34専攻（平成19年度～）  
経 営 系：59専攻（平成20年度～）  
公 共 政 策：8専攻（平成22年度～）  
公 衆 衛 生：4専攻（平成23年度～）  
知 的 財 産：3専攻（平成25年度～）  
グローバル・コミュニケーション：平成29年度に1専攻実施予定

## 2. 今回申請のあった評価事業の概要

- 認証評価の対象  
 専門職大学院（デジタルコンテンツ系分野）  
 （学位名称：デジタルコンテンツマネジメント修士（専門職）など）
  
- 大学評価基準（案）  
 大学評価基準（案）は、8の「大項目」を設けており、その下に「項目（22項目）」及び項目に対応した「評価の視点（96視点）」を設定する。
  
- 評価結果（案）及び判定方法（案）  
 適合、不適合  
 上記以外に、優れた点及び改善が必要とされる点を総合的かつ簡潔に「総評」として記載。指摘すべき事項が認められた場合は、「提言」（「長所」「特色」「勧告」又は「検討課題」）として別途記載する。
  
- 評価手数料の額（案）  
 1専攻 350万円（消費税別）
  
- 対象専門職大学院（平成29年3月現在）
  - ・平成16年度開設  
 デジタルハリウッド大学大学院デジタルコンテンツ研究科  
 入学定員：80名